

詳細仕様書

1. 入札案件名

無線 LAN 構築業務委託

2. 購入品名及び規格・仕様

(1) 無線アクセスポイント

ア 概要

コントローラーによる管理が可能な無線アクセスポイントを調達すること。

イ 基本要件

- (ア) IEEE 802.11ax 対応及び Wi-Fi6 認定であること。
- (イ) 機器の設定／状態をコントローラーで管理可能なこと。
- (ウ) 2.4GHz、5GHz が利用可能であること。
- (エ) IEEE802.1x 認証に準拠していること。
- (オ) 給電方式として IEEE802.af (PoE) に対応していること。
- (カ) 1000BASE-T/100BASE-TX/×1 ポート以上を具備していること。
- (キ) VLAN 機能を有する事。
- (ク) 同時接続台数は 30 台以上であること。

ウ 参考機種

icom AP-96M

(2) PoE スイッチ

ア 概要

無線アクセスポイントとのネットワーク接続及び給電を行うためのスイッチを調達すること。

イ 基本要件

- (ア) 100/1000BASE-T に対応したイーサネットポートを必要数以上実装していること。(モジュールによる規格対応は可能とする)
- (イ) IEEE802.3af (PoE) 及び 802.3at (PoE+) に準拠した給電性能を保有すること。各ポート最大 30W、最大供給電力が 90W 以上とする事。
- (ウ) 19 インチラックに固定可能な金具を添付すること。

ウ 参考機種

BUFFALO BS-GUL-2016PT (16 ポート)

BUFFALO BS-GUL-2008PT (8 ポート)

(3) 無線コントローラー

ア 概要

無線アクセスポイントおよび PoE スイッチを管理するコントローラーを調達すること。

イ 基本要件

- (ア) 無線アクセスポイントを集中管理できること。
- (イ) 無線アクセスポイントを管理 (設定情報の更新、稼働ログ、ファームウェアの更新、死活監視、

- 電波干渉対策または制御等) ができること。
- (ウ) 管理画面は日本語に対応していること。

ウ 参考機種

icom RC-AP10

3. 構築

(1) 現場調査

事業者は本局と契約締結後に、新設する各機器の設置位置の調整のために現場調査を行うこと。

ア PoE スイッチ

上位機器となるスイッチ間との配線ルートを現場調査すること。なお、PoE スイッチは可能な限り本局が指定する場所に設置すること。

イ 無線アクセスポイント

別紙「利用エリア図」にプロットされた位置に無線アクセスポイントを仮置きし、無線アクセスポイントが発出したSSIDに正常に接続できるか確認すること。証跡として、試験端末PCの無線Wi-Fiが最大値であることをキャプチャし提出すること。

(2) 無線LAN環境構築

ア 共通要件

1. LAN 配線に利用するケーブルはCat6とし、色は統一すること。
2. 既存の配線ルートを流用可能な場合は流用すること。
3. 既存の配線ルートがない場合、事業者側から提案すること。
4. 配線区間上で防火区画・防災区画・遮音区画が合った場合、壁の貫通や配管利用後の後処理等について適切に実施すること。
5. 無線LAN環境構築後に電波サーベイを行い、電波強度が利用に問題ないか、及び2. 購入品名及び規格・仕様(1)無線アクセスポイント イ 基本要件(コ)の内容について確認し、試験成績書として書面で報告すること。
6. 各工事は、土日祝日に実施すること。
7. 設置する機器にはホスト名がわかるラベルを取り付けること。
8. 敷設する配線には接続元・接続先がわかるラベルを取り付けること。
9. 各機器の調達台数は下表「機器別調達台数」を参照すること。
10. 調達機器は機器ごとに機種・バージョンを統一すること。

表：機器別調達台数

	事務所棟	作業等
無線アクセスポイント	5	1
PoE スイッチ	1 (16ポート以上)	1 (8ポート以上)

イ 設置要件

1. 別紙「利用エリア図」内でプロットされた点に無線アクセスポイントを天井取付すること。取付キットは事業者で調達すること。ただし、プロットされた点はおおよその位置を示すもので

- あり、最終的な位置決定は事前のサーベイを基に指定した台数で利用エリアをカバーすること。
2. 無線アクセスポイントと PoE スイッチのケーブル配線を行うこと。
 3. PoE スイッチは、別紙「利用エリア図」に示す位置へ設置すること。
 4. PoE スイッチは、上記位置の既存ラックへマウントすること。

(3) 無線 LAN 環境設計業務

ア 共通要件

1. システムの稼働確認を行う際は電波サーベイ等により性能確認を行うこととし、チューニング等による性能の最適化を図ること。
2. 設計上、本局の既存設備に対する設定変更が発生する場合、発覚次第、申告すること。また、当該設定変更に関して本局へ支援を行うこと。

イ 無線コントローラ設計要件

1. 各拠点の PoE スイッチおよび無線アクセスポイントの一元管理が可能となるよう設定すること。
2. コントローラの GUI 上で本システムにて導入する機器の稼働状況が確認できるようにダッシュボードを作成すること。
3. 管理通信を実施するセグメントは本局既存の職員端末が属するセグメントとは分割すること。

ウ 無線アクセスポイント

1. SSID は、共通とし利用者端末が移動した場合でも SSID を意識せず無線利用が可能にすること。
2. クライアント間の通信を禁止すること。

エ PoE スイッチ

1. ループ検出の設定を行うこと。

4. 適合審査

- ① 本入札案件については、本仕様書の参考機種を基準品とするが、同等品でも可とする。但し、同等品の場合は、あらかじめ承認を受けなければならない。(期限内の複数機種の申請は可とする。) また、本仕様書に記載のない機器が必要な場合も、あらかじめ承認を受けなければならない。
- ② 承認申請については、提出期限内の提出回数の制限は設けないものとするが、提出期限後は認めないものとする。
- ③ 承認申請書は、別紙の様式第 1 号を使用すること。
- ④ 「同等品」で見積る品目については、品名、規格、定価を記載しカタログの写しを添付すること。
- ⑤ 承認申請書は、令和 7 年 2 月 13 日 (木) 12:00までに松江市交通局総務課に提出すること。審査結果は、令和 7 年 2 月 14 日 (金) 12:00以降に随時担当課窓口で通知する。(FAX で結果通知するが、入札開始までに本書を担当課まで受取りに来ること。)
- ⑥ 同等品で見積る場合は、本承認申請書を提出しなければ入札に参加することができない。
※本入札案件に際しては、必ず事前に納入品の承認を受け、適合しなければならない。
- ⑦ 一式として入札を行うため、1 品目でも納入できないものがある場合は、本入札案件には参加できない。

4. 納入場所

松江市交通局 松江市平成町 1751 番地 21

5. 業務完了期限

令和7年3月31日

6. 付帯条件

- ① 納入する機器の搬入調整作業については、本仕様書に記載のとおりとする。
- ② 保証期間は1年以上とする。詳細は本仕様書に記載のとおりとする。
- ③ 運送、搬入、設置調整等、納入に必要な費用を含むこと。
- ④ 落札者は、落札後速やかに詳細内訳書を発注担当課へ提出すること。

7. 協議事項

この詳細仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議の上実施するものとする。

8. 問い合わせ先

松江市交通局総務課 (担当) 宮本
(TEL) 0852-60-1111 (FAX) 0852-60-1126

無線LAN構築業務委託承認申請書

松江市交通事業管理者
交通局長 須山敏之様

所在地

会社名

代表者名

印

電話番号

FAX番号

担当者名

下記のとおりご提案いたします。

1. 申請品目・規格（カタログ添付）